

土地収用法に基づく公聴会の開催について

平成21年10月20日付けで記者発表した県道仙台三本木線混内山道路改良工事（混内山道路改良・宮城県大崎市三本木字大豆坂地内から同市三本木新町一丁目地内まで）に係る土地収用法に基づく公聴会について、公聴会の日時が確定したので、お知らせします。

■公聴会の対象となる事業

- 1) 起業者
宮城県
- 2) 事業の種類 こんないさん
県道仙台三本木線混内山道路改良工事（混内山道路改良・宮城県大崎市三本木字大豆坂地内から同市三本木新町一丁目地内まで）
- 3) 起業地
 - ①収用の部分 宮城県大崎市三本木字廻山、字大豆坂及び三本木新町一丁目地内
 - ②使用の部分 宮城県大崎市三本木字大豆坂地内

■公聴会の開催

- 1) 公聴会の期日
平成21年11月26日（木）13時30分～15時30分頃まで
（13時受付開始）
- 2) 会場
宮城県大崎市三本木字大豆坂24番地3
大崎市三本木総合支所保健福祉センター「ふれあいホール」（別添地図参照）

〈発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会〉

【問い合わせ先】

東北地方整備局 建政部 計画・建設産業課分室
電話：022-225-2171 きくち こういち
事業認定調整官 菊地 幸一（内線 6117）
いとう まさひろ
計画・建設産業課 課長補佐 伊藤 政廣（内線 6142）

